

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(岩手県)

1 期間 第4四半期(平成27年1月～3月)

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
きのこ・山菜類	3	品目別に隨時	37	24
畜産物	3	月1回程度	9	8
野生鳥獣肉	—	—	—	—
乳	1	週1回	144	12施設
海産魚種	9以上	週1回	360	本県海域
内水面魚種	3	月1回程度	54	本県内水面漁場
小計	19以上	—	604	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	5	月2回程度	34	9以上
計	24以上	—	638	—

平成 27 年 1 月 6 日
岩手県農林水産部

県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（平成 27 年 1 月～3 月）

1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成 26 年 3 月 20 日付け食安発 0320 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、以下「検査通知」という。）の別紙の 3 に掲げる品目のうち、岩手県内で生産（収穫・漁獲）される農産物、特用林産物及び水産物

2 検査の頻度

別紙 1 のとおり

3 検査対象区域

別紙 2 のとおり

4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

(1) きのこ・山菜類

計画期間に収穫期を迎える品目について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

(2) 肉・卵

豚肉、鶏肉、鶏卵について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

(3) 乳

原乳について、冷却・貯蔵機能を持つ施設を対象として調査を実施。

(4) 水産物

計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種について調査を実施。

(別紙1)

検査計画(平成27年1月～3月)

区分	品目	1月				2月				3月				検体採取市町村 (予定を含む)
		第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	
特用林産物	きのこ・山菜類	原木しいたけ(施設)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	盛岡市など12市町
		菌床しいたけ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	盛岡市など21市町村
		タラノメ		○	○	○								遠野市
畜産物	肉・卵	豚肉		○				○			○			花巻市など3市町
		鶏肉		○				○			○			久慈市など3市町
		鶏卵		○				○			○			盛岡市など3市町
	乳	原乳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内12施設
水産物	海産魚種	秋サケ	○	○	○	○								岩手県海域
		スルメイカ	○	○	○	○								岩手県海域
		マダラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		スケトウダラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		マコロイ(又はマガレイ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		クロソイ(又はキツネヅメイカ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		アイナメ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		ミズタコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		マボヤ	○	○	○	○								岩手県海域
		その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
	内水面魚種	イワナ		○				○			○			内水面漁場
		ヤマメ		○				○			○			内水面漁場
		ウグイ		○				○			○			内水面漁場

(別紙2)

市町村別・品目別の検体数(平成27年1月～3月)

(別紙2)

市町村別・品目別の検体数(平成27年1月～3月)

平成 27 年 1 月 6 日
岩手県環境生活部

岩手県内において流通している食品の検査計画（平成 27 年 1 月～3 月）

1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成 26 年 3 月 20 日付け食安発 0320 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、以下「検査通知」という。）の別紙の 3 に掲げる品目のうち、岩手県内において流通している食品

2 検査対象区域

県内全域

3 検査の頻度

月 2 回程度（合計 34 検体、ただし、3 月を除く）

4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

- (1) 県内で流通する食品のうち、生産者及び製造・加工者の情報が明らかなものについて食品衛生法に基づく収去により検査を実施する。
- (2) 検査対象品目は、県内産の加工品を主とし、県外産のものは検査全体数の概ね 3 割とする。
- (3) 検査の実施にあたっては、一般的に摂取される量及び生産状況等を考慮するものとする。